

## 市ヶ谷事務室の移転に伴う定款の変更について（案）

## 1. 概要

市ヶ谷事務室の移転に伴い全国健康保険協会定款を変更するもの。

## 2. 変更内容

- (1) 事務室の移転先の所在地が千代田区から新宿区に変更となることから、全国健康保険協会定款第3条を「千代田区」から「新宿区」に変更する。

現所在地：東京都 千代田区 九段北4丁目2番1号 市ヶ谷東急ビル

新所在地：東京都 新宿区 四谷一丁目6番1号 YOTSUYA TOWER

- (2) 施行日は、令和2年4月1日から起算して6月を超えない範囲内において理事長が別に定める日とする。

## 全国健康保険協会定款 新旧対照表（改正部分のみ）

変更案	現行
<p>(事務所の所在地)</p> <p>第3条 協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この変更は、令和2年4月1日から起算して6月を超えない範囲内において理事長が別に定める日とする。</u></p>	<p>(事務所の所在地)</p> <p>第3条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。</p>